

大阪市告示第948号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和5年大阪市告示第589号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、令和5年大阪市告示第1623号（土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）で指定解除した区域を除く。）の全部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域

大阪市此花区桜島一丁目507番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

（環境局環境管理部環境管理課）